

施策等実施状況の公表と意見募集について

住工共生のまちづくり条例第 20 条に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集した。

東大阪市住工共生のまちづくり条例（抜粋）

（施策の実施状況の公表等）

第 20 条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第 1 項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

1. 施策等の実施状況の公表及び意見募集期間

平成 30 年 8 月 15 日（水）から 9 月 14 日（金）

2. 広報

市ホームページ、市広報紙、FAX、メールマガジンにて情報発信

上記の広報媒体とは別に、市の支援制度を活用いただいた企業、市内経済団体等への協力依頼を実施

3. 公表資料

- ・条例施行以降の住工共生まちづくり推進に関する取組みの経過（資料 2 - 2）
- ・平成 26 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 3）
- ・平成 27 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 4）
- ・平成 28 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 5）
- ・平成 29 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 6）

4. 対象者

市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を有する事業者・法人・その他団体

5. 意見の提出者数

事業者：16社 市民：0名 団体：0団体

6. 意見の内容（要旨）

- ・住工共生の理念は東大阪市のモノづくりまちとして理想的な取組みであり、企業にとっては補助金を受けることで初期投資に十分な余力をもつことが可能となりその資金を職場環境の整備や地域住民に対する防災備品等に活用できる事になる。防災については住工共生の重要な部分でもあるので、企業と共に行政ができることを考えていきたいと思っている。（事業者）
- ・工業地であるが住宅が多くなり、トラブルが起きないか心配である。（事業者）
- ・駐車場を持たない企業があり、大変迷惑している。（事業者）
- ・工業地域に移転したにも関わらず、近隣から苦情があった。いろんな意味での広い認知が必要であると感じた。（事業者）
- ・相隣環境対策支援補助金については、住宅だけでなくオフィスでも隣接する工場施設の騒音や振動で不快な思いをしている場合もあるので配慮されたい。（事業者）
- ・問題の早期解決を目的としているので、国の行っている補助金と比較して事務処理が簡略化されている。他方で、苦情が無くともその水平展開として講じる予防措置についても補助対象の範囲を広げてはいかかか。（事業者）
- ・申請にあたっては、市役所関係課、工務店、設計事務所、近隣住宅と調整が必要な所が多く、事務手続きが難しかった。（事業者）
- ・住工共生の取組みは、東大阪市が発展するために必要な施策である。特に、工場移転支援補助金と立地促進補助金は有効だと考える。（事業者）
- ・工場の老朽化に伴い、新たに立替をするにあたり、立地促進補助金制度が活用できたことは有難かった。（事業者）